

令和7年第4回定例会議事日程（第2号）

令和7年12月3日（水）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第61号 吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第62号 吉富町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第63号 吉富町水道事業給水条例及び吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第64号 令和7年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第6 議案第65号 令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第66号 令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第67号 令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第68号 豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合同規約の変更について

令和7年第4回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和7年12月3日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月3日 10時00分

応 招 議 員 1 番 新保 祐介 7 番 是石 利彦
 2 番 丸谷 宏一 8 番 岸本加代子
 4 番 向野 倍吉 9 番 矢岡 匡
 5 番 太田 文則 10番 山本 定生
 6 番 横川 清一

不 応 招 議 員 3 番 角畑 正数
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長	花畑 明	子育て健康課長 吉富あいあいセンター所長	梅林 正典
	副 町 長	和才 薫	上下水道課長	奥家 照彦
	教 育 長	若山誠一郎	地域振興課長	守口 元子
	未来まちづくり課長 危機管理室長	別府 真二	教 務 課 長	石丸 順子
	総務財政課長	奥本 仁志	建 設 課 長	軍神 宏充
	住 民 課 長	南 博己	会 計 管 理 者 検査会計室長	奥本 恭子
	税 務 課 長 ふるさと納税推進室長	岩井 保子	吉富保育園長 吉富幼稚園長	高尾 広篤
	福祉保険課長	友田 哲也		

本会議に職務のため出席した者の職氏名
 事 務 局 長 中家 立雄
 書 記 川端 晃輔
 書 記 福元 陽香

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） 本日、角畑議員より欠席届が提出されておりますので、ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、向野議員、太田議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第61号 吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第2、議案第61号吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第61号吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

最近の物価上昇を踏まえ、国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げる政令の改正が行われたことから、本町においても政令改正の趣旨に沿って、町の選挙における公費負担の限度額の引き上げを行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

議案書は2ページから、議会付属資料は1ページからの新旧対照表をそれぞれ御覧ください。

まず、第8条の改正は、選挙運動用ビラに関する印刷の単価を、これまでの1枚7円73銭から1枚8円38銭に改正を行うものでございます。この単価は、国の単価に合わせて同額で設定をしております。

次の第11条の改正は、選挙運動用ポスターについて公費負担額の上限を1枚9,130円から1枚1万9,800円に改正をするものでございます。この単価は、当初から国の単価とこの地域での印刷単価に大幅な乖離があったことから、町独自に近隣の印刷業者数社から見積りを取り、その中で最も高い金額を提示した事業者の金額を上限額に設定をしておりました。

今回の見直しに当たっても同様に、近隣の印刷事業者数社から改めて見積りを取り、新たな上限の単価を設定しているものでございます。

最後に、議案書の2ページを御覧ください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないとなっていますので、よろしくお願いたします。

また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いたします。

これより質疑に入ります。本案に対しての質疑はありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 先日、全協でも説明いただきました。今から確認なんですけれども、ポスターは1万9,800円掛ける14枚で27万7,200円ということと、このビラというのはリーフレットだと思うんですけれども、それは議員が1,600枚、町長が5,000枚掛け8円38銭の計算でよろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議員がおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の答弁の中、質問の中にもありました、入札をされたと、近隣で。何者ぐらいでやったんでしょうか。お願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 入札を行ったといえますか、近隣の印刷の事業者のどの程度で印刷ができるのかということを確認させていただいたということでございますけれども、近隣の3者から見積りを取ったところでございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その3者の中で今回も一番高いところを参考にされたということよろしいですか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） そのとおり、一番高いところの事業者を参考にさせていただきました。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一番安いところではなくて高いところにされた理由というのは何

为什么呢。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 各議員さん、様々な事業者さんに印刷を見積りを依頼されることと思います。あくまでこちらは上限額を設定するというものでありまして、上限額を一番安い業者さんにしてしまいますと、どの議員さんもその以外の業者さんになったときに高い金額で自己負担が生じてしまうという恐れがありますので、そういうことがないようにということで配慮したものでございます。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3. 議案第62号 吉富町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第62号吉富町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書3ページをお願いいたします。

議案第62号吉富町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本町の土地建物の行政財産の目的外使用の際の使用料について、近隣や民間の相場と比較しましても非常に低額な使用料設定となっていたことから、適正な水準に改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは内容の説明をいたします。

議案書は4ページ、付属資料の新旧対照表は3ページを御覧ください。

まず、土地につきましては、これまでの固定資産評価額の100分の1.4から100分の6に引上げを行います。近隣の市町の行政財産使用料の水準や、一般的な借地料の相場とされる価格と同程度となるように、使用料の額を増額するものでございます。

続いて建物については、基準となる価格について「建物建築価格」という表現から「建物の適正な時価」という表現に改め、土地と同様に100分の1.4から100分の6に率の引上げを行います。

「建物建築価格」という表現ですと、建築時の価格というような解釈になり、経年劣化をした建物も新築と同様の価格で計算をする形となるため、「適正な時価」という表現に改め、建物の現在の価値に応じて使用料の設定を行うことといたします。

その上で、率については近隣と同水準まで引上げを行い、適正な使用料で貸し出すよう改めることといたします。

なお、今回の改正によりまして、土地建物いずれも、町のこれまでの使用料から比べますと大幅な引上げとはなりますが、近隣の京築地域や中津市などと比較しましても、平均的な使用料となることから、適正な水準の使用料設定であると判断をしております。

最後に、議案書の4ページを御覧ください。

附則としまして、この条例は年度替わりの令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 文言の説明ができればお願いします。今、行政財産と普通財産という文言が出たと思うんですが、それぞれ説明をお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、行政財産といいますのが、町の様々な公共施設等につきまして、何かしら使用の目的が決まっている財産ということになります。ほとんどの施設、例えば体育館であれば体育館は行政財産ですし、そういった何かしらの目的が決まっている施設というものは全て行政財産となります。

普通財産といいますのは、そういう行政財産に当たらない、要するに目的が特段決まっていな

い財産というものが、要するに行政財産以外のものが普通財産という扱いになるということでご

ざいます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 全協でちょっと説明いただいたんですけども、現在使用料を徴収して貸付けている土地と建物が何か所かということと、あと使用料総額は現在いくらで、改定によってどのくらい増加するか分かればお願いします。

あと、この新旧対照表なんですけど、ちょっと私見方がおかしいのかな、これ反対になっていませんか。逆になっていますよね。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） たった今、私も気が付いたんですけども、大変申し訳ございません。現行に「建物の適正な時価」、そして改正案に「建物建築価格」となっておりますが、これは逆でございます。大変申し訳ございません。訂正をさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。申し訳ございません。

○議長（山本 定生君） 引き続きよろしいでしょうか。

○総務財政課長（奥本 仁志君） では、御質問についての答弁をさせていただきます。

まず、行政財産の貸付けにつきましては、基本的には電柱であったりとか、そういったものがほとんどでありまして、土地について貸しているというものが基本的には1件のみでございます。臨時的に貸していただきたいということで発生する場合がありますので、これは現時点ということにはなりますけど1件。

普通財産につきましては、現在で5件ほどございます。これも貸付けを求められた場合に一時的に貸付けるというものが含まれますので、常に何件というわけではないんですけども、今年度の金額の見込みとしましては、おおむね100万円程度の収入になろうかというふうに思っております。

これにつきましては、既存の契約については基本的には引き続きの契約となりますので、どれくらい増収するかということにつきましては、今、一時的に貸付けをしているものが同じように来年度以降も貸付けられたとした場合の想定にはなりますけれども、60万円ほどの上乗せになろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。すみません。これは付属資料ですので、このまま進めたいと思います。ほかに質問ありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 先日の話で、契約時の価格はそのまま据え置きということだったんですけども、例えば、別府にある施設なんか50年間くらい契約していると聞いております

が、今回こういうふうには値上がりをするんですけども、事情によっては今後、協議とかその辺の予定はありますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 過去に既に結んでいる契約につきましては、様々な当時の実情に基づいて契約をしたという事情があるかと思えます。個別の案件について具体的にどのような対応するかということにつきましては、ちょっと現時点でお答えをすることはできかねますけれども、双方の合意があれば、そういう契約の変更をするということ自体には、一般論としてはできないことはないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 近年の物価上昇により、本町は非常に使用料が安い中、使用料を改めるといふ非常によい条例改正だと思います。

よって、賛成いたします。

○議長（山本 定生君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号吉富町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

. . .

日程第4. 議案第63号 吉富町水道事業給水条例及び吉富町下水道条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第4、議案第63号吉富町水道事業給水条例及び吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、議案書の5ページを御覧ください。

議案第63号吉富町水道事業給水条例及び吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和6年1月に発生をいたしました能登半島地震、その中の被災地におきましては、上水道下水道の管理者が管理する水道下水道の本管が復旧した後におきましても、個人が管理する宅内の給排水設備の復旧が非常に遅れまして、家庭で上下水道が使用できないというような状況が非常に長期化したというふうに聞いております。

これは、給水排水の配管工事を担う地元市町村の指定を受けている業者の数が被害の規模に比べて少なかったことや、業者自身も被災をしていたというようなことに加えまして、様々な工事の需要が集中したというようなことも併せまして、指定工事事業者の確保が困難な状況が起こった、そういったことが主な要因であるというふうに言われております。

こうした事態を踏まえまして、災害その他非常の場合にあっては、地元の指定工事事業者では対応が困難と判断されるときにおいては、給排水設備を早期に復旧するとともに、被災地での工事の適正な実施をも図ることを目的に、他の市町村長が指定した指定工事事業者による給排水設備工事の実施を可能にするため、吉富町水道事業給水条例及び吉富町下水道条例の一部を、それぞれ本整理条例により改正するものでございます。

それでは改正条例の内容について御説明をいたします。

議案書は6ページ、付属資料の新旧対照表は4ページから5ページとなります。

新旧対照表で御説明をいたします。

改正条例の第1条の吉富町水道事業給水条例の一部改正につきましては、改正案に記載のとおり、第7条第1項にただし書を加えるものでございます。

第7条を朗読いたします。

給水装置工事は、管理者または管理者が法第16条の2第1項の指定を受けた者が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長、地方公営企業法第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下、この項においては同じでございます。又は、他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認め

るときはこの限りでないというふうに改正をいたします。

続きまして、新旧対照表5ページをお願いいたします。

改正条例の第2条関係、吉富町下水道条例の一部改正については、改正案に記載のとおり第5条第1項にただし書を加えるものでございます。

第5条、排水設備工事の設計及び施工は、管理者が排水設備工事に関し、技能を有する者として指定したもの、以下指定工事店と言います。でなければ行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長地方公営企業法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときはこの限りではないというふうに改正をいたします。

なお、今回のこの改正につきましては、上下水道の業務を直轄いたします国土交通省水管理国土保全局から、自然災害など被災地のいち早い復旧のために、全国の自治体に対しまして条例改正についての文書が発出をされております。

本町におきましても、本趣旨に鑑みまして、条例改正するものでございます。

議案書6ページに戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 町の指定業者の数の制限はあるのかということと、また、現在指定業者は町内外で何者あるかということ、逆に業者側から見たときに各自治体に対しての何か制限というか、そういうのがあるのかというのを教えてください。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） ただいま御質問いただきました、指定工事店の数についてなんですが、水道の吉富町が今指定する指定給水装置の工事事業者につきましては、全部で53者ございます。

この53者のうち、本店または支店が町内にある業者というのは5者です。それ以外が豊前市であったり中津市であったり、宇佐市、行橋市、荇田町、築上町というふうに、その周辺の自治体を主に指定が、登録があるというような状況です。

それから、下水道のほうにつきましては、吉富町下水道排水設備指定工事店ということです。全部で現在32者ございます。同じく本町に本店、支店が存在するという町内業者につきましては10者ございます。32者のうち10者以外は町外の業者ということになります。

それから町内外の数は以上のとおりですが、制限ということで申しますと、この指定の制度につきましては町が数を決めて指定するものではなく、工事店がどういった場所でこの水道工事と

下水道の排水設備を行いたいかということで、営業の範囲の中で、自らが施工したい、工事を行いたいエリアに対して、その市町村に対して申請を行う、そして指定を受ける、登録を受ける、そういった制度でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 先日の説明で宅地内という説明がありました。宅地内というのは水道のメーターまでと、下水道の場合は真っすぐですね。そこまでの工事のことを言っているのか、その辺の確認をお願いします。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今、議員さんがおっしゃるとおりで、水道の場合、宅地内の工事といいますのはメーターから先のいわゆる二次側のこと、下水道でいえば公共枿から先の排水設備ですね。そういったところを宅地内の工事と申し上げます。

以上です。

○議長（山本 定生君） メーターより向こうのほう。町側、町側でなくて。

○上下水道課長（奥家 照彦君） もう一度答弁いたします。水道の場合は水道メーターよりも先ですね、住宅側、そちらのほうで宅内の工事ということで指定工事店が施工する範囲となります。下水道の場合は公共枿から住宅側のほう、排水設備として下水道の指定店が工事をするようになります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 結構数のある業者さんがいろいろお伺いさせてもらったんですけども、もしも代わりにいうと、この近隣、吉富町であれ、中津であれ、災害が起きるときのこの辺一体がつつりやられた場合、そういったところになったら、その範囲というか、どこから呼ぶとか、そういうルールみたいなのがあったりするんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今、議員さんが言われましたとおり、被災するとき、全国の例をもとに申し上げますと、これはもうあくまでも仮定の話になりますが、吉富町だけが自然災害を受けて、お隣町が何もないというようなことはないんじゃないかと思えます。自然災害で被災する場合は、この地域一帯で大きな被害が出るんだろうというふうに想定をしております。

そういった場合、現在のこの条例改正によって、全国から、全国の管工事組合とかに加入している業者さんが応援に駆けつけてくれる。私たちもこれくらい全国で被害、自然災害が発生している状況を見ますと、我が町が被災したときにはどうなるんだろうかというようなことを常日頃

から考えます。

こういったことを、いろいろな県を通じて説明会などで話を聞いたり、質問したりいたしますと、私たちそれぞれの水道事業を行っている町は、日本水道協会に皆さんどこの市町村も加入をしております。水道の場合は日本水道協会が県と協力をいたしまして、全国の管工事組合と協定を結んでおります。

こういったことから、県を通じ日本水道協会が全国の応援に入っただけの水道の工事事業者であったり、水道関係の行政職員であったり、そういった方たちを被災地に応援に入らせる。そういった協定が既に結ばれておりまして、そういった対応の体制が構築されてます。そういったことによって、全国から応援が入ってくるというふうに想定をしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号吉富町水道事業給水条例及び吉富町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第5. 議案第64号 令和7年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（山本 定生君） 日程第5、議案第64号令和7年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号令和7年度吉富町一般会計補正予算（第6号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第6. 議案第65号 令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（山本 定生君） 日程第6、議案第65号令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。次に4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に歳入6ページ、7ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に歳出に入ります。8ページ、9ページ、10ページまで。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に補正予算書給与費明細書（第2号）、11ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第66号 令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（山本 定生君） 日程第7、議案第66号令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。補正予算実施計画書収益の収入及び支出2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ、5ページまで。補正予算実施計画明細書、収益の収入及び支出6ページ。給与費明細書7ページ、8ページ、9ページ、10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号は、福

社産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号令和7年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第8. 議案第67号 令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 日程第8、議案第67号令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

補正予算書1ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 第4条の債務負担行為、発注者支援業務についての説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 債務負担行為に関するということで、御質問でございます。同じく補正資料の補正予算書の11ページを御覧いただきたいと思います。ここにも発注者支援業務ということで記載をしております。発注者支援業務に関わる債務負担行為の設定につきましては、昨年度からこの12月議会において補正予算として設定をさせていただいております。

今年度も同様に、令和8年度の発注者支援業務に対しまして、3,739万7,000円を限度額とする債務負担行為を設定させていただきたくお願いするものでございます。

これは下水道工事を進めるための業務委託ということになりますが、職員の労務だけではなくな追いつかない部分の業務を、民間コンサルに委託して現在進めております。令和5年度までは福岡県建設情報技術センターに委託し進めてきたんですが、令和6年度の当初でしたが、建設情報技術センターから人材不足であるとか、または職員の退所を理由に、町の業務委託を受けられないということで、その後、私どもでいろいろ調べましたところ、国や県または各地方自治体では、同様の現場業務支援につきましては、現年度のうちに債務負担行為を設定をさせていただきまして、現年度のうちに業務委託契約を行いまして、来年4月から速やかに業務に着手できるようにしているということが分かりましたので、本町におきましても、昨年度からそれに倣いまして、この12月議会において、次年度予算の裏づけとなる債務負担行為を設定し進めさせていただいているところです。

本12月議会におきまして、御議決いただいた折には、速やかに準備を進めまして、下水道の進捗を図り、なお、令和8年度の下水道事業の予算に、資本的支出予算の中に、この同額を計上していくというような運びになります。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。補正予算実施計画書、収益的収入及び支出2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ、5ページまで。補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出6ページ。給与費明細書7ページ、8ページ、9ページ、10ページまで。

次に、債務負担行為に関する調書、11ページ。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 今の説明でよくわかったんですけども、結局、4月からでは遅いので、本年度中に準備をして、4月から工事をとり行くと、工事もスムーズに進むという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） はい、今、議員さんが言われたとおりなんですけど、4月から工事ではなく、この業務の中には設計書を作り上げる業務を含みますので、4月から来年度の工事予定の箇所の設計にすぐさま取り掛かり、その後準備ができ次第、入札を経まして工事に入っていくと、そういった形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと申し上げます。よって、議案第67号令和7年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第68号 豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更について

○議長（山本 定生君） 日程第9、議案第68号豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。住民課長。

○住民課長（南 博己君） それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第68号豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更についてです。

提案理由の説明をいたします。

今回の規約変更につきましては、上毛町が中津市と新たなごみ処理施設の建設及び管理運営を

協議するためには、上毛町のごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務の権利を、現在、豊前市外二町清掃施設組合が持っておりますので、その権利を上毛町に返すことにより、上毛町と中津市で新しく組規約を定めるために、権利の重複を避けなければなりません。

以上のことから、同組規約の共同で処理する事務の内容を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書の12ページと、併せまして付属資料8ページの新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の下線部分に変更箇所となっております。豊前市外二町清掃施設組規約の一部を変更する規約です。新旧対照表で、共同処理する事務の第3条では、全部改正を行いまして、現行規約第3条に、段を追加し、共同処理する事務ごとに構成する市町を記載します。第3条に第3号を追加し、豊前市外二町清掃施設組合の新たなごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務は、豊前市と吉富町とし、上毛町が中津市と新たなごみ処理施設の建設及び管理運営と重複しないようにするものでございます。

この規約変更の施行日につきましては、附則で、この規約は令和8年4月1日から施行するとしております。

上毛町と中津市が新たなごみ処理施設の建設、管理運営を協議するために一部事務組合を設立する日に合わせております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午前10時40分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月 3日

議 長

署名議員

署名議員